

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	11-1
許認可等の種類	と畜場の設置の許可				
根拠法令条例等・条項	と畜場法第4条第1項				
許認可等の概要	と畜場の設置の許可				
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>【参考】</p> <p>○と畜場法 (と畜場の設置の許可)</p> <p>第4条 一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。)の許可を受けなければ、設置してはならない。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により許可を受けて設置したと畜場について、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第5条 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないと認めるときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 人家が密集している場所</p> <p>二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所</p> <p>三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所</p> <p>2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第1項の規定による許可を受けたと畜場(以下単に「と畜場」という。)につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び1日当りの頭数を制限することができる。</p> <p>○と畜場法施行令第1条及び第2条</p> <p>○と畜場法施行規則第1条 (と畜場設置の申請書の記載事項)</p> <p>第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)第4条第2項の規定により申請書に記載すべき事項は、同条同項に規定する事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあたっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写)</p> <p>二 と畜場の名称及び所在地</p> <p>三 一般と畜場、簡易と畜場の区別</p> <p>四 処理する獣畜の種類及びその1日当りの頭数</p> <p>五 当該と畜場において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要</p> <p>2 前項の申請書には、当該と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載した書類を添附しなければならない。</p>				

○と畜場法施行細則第2条及び第3条

○一般と畜場の構造設備の基準に関する条例(平成14年12月26日条例第56号)
一般と畜場の構造設備の基準に関する条例

と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第1条第11号の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1)係留所、消毒所及び隔離所には、洗浄設備が設けられていること。
- (2)処理室を有する建物の周囲の地面は、幅1メートル以上不浸透性材料で築造され、適当なこう配が設けられていること。
- (3)と畜検査員室、従業員室及び更衣室が設けられていること。
- (4)獣畜を運搬する車両を洗浄する設備が設けられていること。
- (5)便所は、処理室から直接出入りできない構造とし、かつ、防そ及び防虫の設備並びに流水式の手洗設備が設けられていること。
- (6)と畜場の周囲には、高さ1.8メートル以上の塀が設けられていること。

基準の制定根拠 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第1条第11号

標準処理期間
(未設定の場合は
その理由) 10日

期間の制定根拠 一